

港南区税務課
会計年度任用職員(税務課事務補助【C】)募集要項

1 募集概要

職名	勤務場所	採用予定日	採用予定人数
港南区税務課 会計年度任用職員 (税務課事務補助)	港南区役所税務課 (区役所3階)	令和8年6月1日	1人

2 職務内容・応募要件

主な職務内容	<p>【税務課事務補助】</p> <p>税証明発行业務補助、窓口対応補助、その他比較的軽易な事務</p> <p>※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な事務で、勤務時間内のみ）</p>
応募要件	<p>(1)当該業務に関心・意欲があること</p> <p>(2)パソコンの基本操作ができること（エクセル、ワード等入力、端末操作など）</p> <p>(3)丁寧な市民対応ができること</p> <p>※その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと（欠格事由については申込書で確認してください。） ・公務員としての自覚をもち、法令を遵守し、職務を遂行する能力を有すること ・令和8年4月1日現在で中学校卒業以上の方

3 勤務条件等

任用期間	令和8年6月1日から令和8年6月26日まで
勤務条件	<p>(1)勤務時間：9時～16時（うち休憩1時間）</p> <p>(2)勤務日：月～金曜日のうち所属長が定める15日間 ただし祝日、年末年始の休庁期間（12/29～1/3）を除く</p>
給与	<p>(1)日額：8,784円（時給1,464円）</p> <p>(2)通勤手当</p> <p>※令和8年1月時点実績額。制度改正等により金額は変更になる可能性があります。</p> <p>※横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき支給します。</p>
休暇	<p>年次有給休暇等</p> <p>※横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり</p>
社会保険	雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の加入要件に該当しません。ただし、任用される者が任用日時点に本市他職で任用され、勤務条件を総合的に見た結果、勤務時間等が加入要件に該当する場合は加入します。
身分	地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。 ・令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

裏面あり

4 応募方法

応募期間	令和8年2月3日（火）から令和8年2月9日（月）17時まで【必着】
応募書類 配架場所	(1)港南区税務課（3階3番）窓口 (2)港南区ホームページ
応募書類	(1)会計年度任用職員申込書（自書で記入してください。） ※「所属名」の欄に「税務課事務補助（C）」と記入してください。 ※写真の裏に氏名を記入し、申込書に貼ってください。 (2)作文（自書で記入してください。） 「(1)志望理由、(2)これまでの経験をどのように活かしたいか、(3)周囲の職員 と働く際に大切だと思うこと」（所定の用紙1枚） (3)返信用封筒 ※所定の様式に必要事項を記入のうえ、御提出ください。 ※封筒に110円切手を貼り、住所・氏名を記入してください。 ※鉛筆（消えるボールペン含む）は使用不可です。 ※御提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめ御了承ください。
提出先	(1)郵送の場合 〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目2番10号 港南区役所 税務課 市民税担当（会計年度任用職員募集担当）行 (2)窓口持参の場合 ※受付は、平日8時45分から17時まで 港南区役所 税務課（3階 3番窓口）

5 選考方法

一次選考	(1)選考方法：会計年度任用職員申込書および作文による書類審査 (2)結果通知：合否に關わらず、2月下旬頃までに郵送でお知らせします。
二次選考	(1)選考方法：一次選考合格者に対し、面接選考 (2)日 程：令和8年2月下旬から3月上旬（予定） (3)会 場：港南区役所（時間等の詳細は、一次選考合格者に対し別途連絡 します。） (4)結果通知：合否に關わらず、3月中旬までに郵送でお知らせします。

6 その他

- (1)本件に際してご提供いただいた個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への
使用は一切しません。
(2)採用内定者が辞退した場合、次点の方を繰り上げ合格とすることがあります。

7 問合せ先

港南区役所税務課 「会計年度任用職員募集担当」 担当：丸山、依田
TEL：045-847-8355 / FAX：045-841-1596